

日本における男女共同参画社会の展開 (5)
—米原市における男女共同参画政策の変遷—

Development of gender equal society in Japan Part 5:
Transition of the gender equality policy in Maibara City

富川拓* **木脇奈智子**** **大束貢生***** **新矢昌昭******

Tomikawa Taku Kiwaki Nachiko Otsuka Takao Shinya Masaaki

聖泉大学* **藤女子大学**** **佛教大学***** **華頂短期大学******

Seisen University Fuji Women's University Bukkyo University Kacho Junior College

要 旨

米原市の男女共同参画政策の変遷を概観したところ、「第1次推進計画」から「第2次推進計画」に改定する際に、市の現状に則した変更を加えることによって市の男女共同参画政策の方向性を明確に示し、独自性を一層打ち出していた。また「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」への対応を図るなど、「社会情勢の変化や、国の動き」に対応した変更もなされていた。

一方で、「基本目標(重点目標)」から「施策」までの名称において「男性」「父親」等の表現を使用し、男性を対象とした取り組みであると明示しているものはなかった。男性対象の政策に関して、米原市がその独自性を打ち出す段階には到っていないと捉えることもできた。

Key Words : 地方公共団体 男女共同参画社会 男女共同参画政策 男性

1. 目的

本論の目的は、滋賀県米原市における男女共同参画政策の変遷を、特に男性対象の政策に注目してまとめることにある。(1)

筆者らが実践研究を進める滋賀県は、未だ固定的な性別役割分担意識が根強く、男女共同参画の一層の推進が必要な状況にあり(滋賀県 2014)、また、「湖東」「湖西」「湖南」「湖北」といった地域ごとに、産業構造や人口規模、少子高齢化率、京都・大阪の通勤圏としてのニュータウン開発等によってその地域特性が大きく異なるため、地域ごとの特性

に応じた男女共同参画政策，男性対象の政策の形成が県内の地域公共団体には求められている（富川他 2017）。

筆者らは実践研究を通して、「湖東」「湖西」「湖南」「湖北」の地域特性に応じた政策モデルの形成を目指しており，これまで「湖東」に位置する彦根市の男女共同参画政策の変遷をまとめた（富川他 2017）。

本論では「湖北」に位置する米原市に焦点をあて，政策モデルの形成に向けて市の男女共同参画政策の変遷をまとめていく。

2. 米原市における男女共同参画政策の変遷

2.1. 米原市の概要

滋賀県米原市は，人口およそ 4 万人，面積 250.39 km²の滋賀県東北部地域の中心に位置する都市である。日本百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ，総面積の約 7 割は森林で占められている。市内に姉川や天野川が流れる自然豊かな地域である。2005 年 2 月に坂田郡山東町，坂田郡伊吹町，坂田郡米原町が合併して米原市が誕生し，その後 2005 年 10 月には米原市と坂田郡近江町が合併している（米原市ホームページ）。

市には東海道本線，北陸本線，東海道新幹線，近江鉄道という鉄道網があり，県下で唯一の新幹線停車駅がある。また，名神高速道路と北陸自動車道の 2 つの高速道路とそのジャンクションおよびインターチェンジがあり，これらによって関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝となっている（米原市 2007）。

2.2. 男女共同参画推進計画の策定まで

2.2.1. 合併前

旧山東町では，1999 年に企画振興課に女性政策担当を設置し，2001 年から青年・女性のつどいの開催など，啓発活動を行った。旧伊吹町では，1999 年に総合政策課に女性政策担当を設置し，2000 年から女性フォーラムの開催など，啓発活動を行った（米原市 2007）。

旧米原町では，1997 年に企画調整課に女性政策担当を設置し，同年から男女共同参画フォーラムを開催している。2001 年には町民 500 人を対象とした「男女共同参画に関するアンケート」を実施した。また，2002 年から 2003 年にかけては，男女共同参画リポーター制度による啓発などを行った。旧近江町では，1999 年にまちづくり元気課に女性政策担

当を設置し、女性社会参加プロジェクトを立ち上げ、各種研修会の開催等、啓発活動を行った（米原市 2007）。

2.2.2. 合併後

2005年2月の旧山東町、旧伊吹町、旧米原町の合併の際に、総務部人権協働課に男女共同参画担当を設置した。2006年3月には、市民2,000人を対象とした「米原市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、5月には男女共同参画センター機能を持つ「米原市人権総合センター（ソーシャル・キャピタルプラザ）」を設置し、指定管理者制度を導入している（米原市 2007, 2012）。

また、同年6月には「米原市男女共同参画懇話会」を設置し、10月には庁内職員による男女共同参画職員ワーキング会議が設置された（米原市 2007, 2012）。

2.3. 米原市男女共同参画推進計画「ハートフルプランまいばら21」

米原市男女共同参画推進計画「ハートフルプランまいばら21」（以下、「第1次推進計画」とする。）は2007年に策定された。計画の期間は2007年から2011年までの5年間で、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ必要に応じて、随時計画内容の検討と見直しを行うとした（米原市 2007）。推進計画は「基本理念」「基本目標」「重点課題」「施策の方向」「施策」から構成されている。

第1次推進計画の基本理念は「女（ひと）と男（ひと）がともに認めあい 互いに自分らしく いきいきと暮らせるまち」とされ、5つの基本目標「男女の人権尊重と男女共同参画の意識づくり」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「就業環境と就業条件の整備」「安心して暮らせるまちづくり」「推進体制の整備・充実」を掲げていた。

基本目標「男女の人権尊重と男女共同参画の意識づくり」においては、2つの重点課題「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「男女の人権の尊重」を掲げ、基本目標「あらゆる分野への男女共同参画の推進」においても、2つの重点課題「政策・方針決定の場への女性の登用促進」「生涯学習・地域活動への男女共同参画の推進」を掲げた。

次の基本目標「就業環境と就業条件の整備」においては「就業機会の確保と労働環境の改善」「男女の仕事と家庭生活の両立支援」の2つを、基本目標「安心して暮らせるまちづくり」では「生涯を通じた心身の健康づくりへの支援」「高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの生活安定と自立支援」の2つをその重点課題として掲げた。基本目標「推

進体制の整備・充実」では、「推進体制の整備・充実」を重点課題とした。

第1次推進計画における男性対象の政策に注目してみると、「基本目標」「重点課題」「施策の方向」「施策」の名称において「男性」「父親」等の表現を使用し、男性を対象とした取り組みであると明示しているものはなかった。(2) なお、施策の内容等まで含めると、「男性」「父親」等の表現をいくつかの項目で確認することができた。

2.4. 第2次米原市男女共同参画推進計画「ハートフルプランまいばら21」

第2次米原市男女共同参画推進計画「ハートフルプランまいばら21」(以下、「第2次推進計画」とする。)は2012年に策定された。計画の期間は、2012年度から2016年度までの5年間で、社会情勢の変化や国、県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて随時計画内容の検討と見直しを行うとした。また、本計画は「男女共同参画社会基本法の市町村男女共同参画計画」および「DV防止法の市町村における基本計画」として位置付けられた(米原市 2012)。

第2次推進計画は「基本理念」「重点目標」「重点課題」「施策の方向」「施策」から構成されている。

第2次推進計画の基本理念は、第1次推進計画と同様に「女(ひと)と男(ひと)がともに認めあい 互いに自分らしく いきいきと暮らせるまち」である。重点目標では「多様な主体との協働～あらゆる分野への男女共同参画の促進～」 「多様性の尊重と学び～男女の人権尊重と男女共同参画の意識づくり～」 「共生のまちづくり～男女がともに安心して豊かに暮らせる環境づくり～」の3つを掲げた。

重点目標「多様な主体との協働～あらゆる分野への男女共同参画の促進～」においては、3つの重点課題「政策、方針決定過程への女性の参画の拡大」「家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進」「就業環境の整備、就業機会の拡大と職業能力の開発」を掲げ、重点目標「多様性の尊重と学び～男女の人権尊重と男女共同参画の意識づくり～」においても、3つの重点課題「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「男女の人権の尊重」「多様な選択を可能にする社会教育、生涯学習の推進」を掲げた。

重点目標「共生のまちづくり～男女がともに安心して豊かに暮らせる環境づくり～」においては「男女がともに安心して暮らせる環境の整備」「男女の生涯にわたる健康支援」の2つをその重点課題として掲げた。

第2次推進計画では、基本目標を重点目標と変更した上で、その項目数を5つから3つ

に削減し、整理している。この重点項目の整理によって、第1次推進計画では基本目標であった「就業環境の整備」が重点課題へと下げられてはいるが、その中で2010年に策定された国の第3次男女共同参画基本計画で重点分野の一つとして挙げられた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」への対応が図られており、米原市が「社会情勢の変化や、国の動き」に対応した変更を加えていることが確認できた。

また、第1次推進計画の成果と課題を分析し、市の現状に則して「広報や啓発活動などの更なる推進」「子育て支援の取組に加え、高齢者や障がい者などに配慮した支援施策の推進」「防災やドメスティック・バイオレンス防止の取組などの更なる強化」を目指したことも第2次推進計画の特徴といえる。市の現状に則した変更を加えることによって市の男女共同参画政策の方向性を明確に示し、市の独自性を一層打ち出したとあってよいだろう。

その一方で、第2次推進計画における男性対象の政策に注目してみると、「重点目標」「重点課題」「施策の方向」「施策」の名称において「男性」「父親」等の表現を使用し、男性を対象とした取り組みであると明示しているものはなかった。なお、施策の内容等まで含めると、「男性」「父親」等の表現をいくつかの項目で確認することができた。

第2次推進計画の策定時には、国の第3次男女共同参画基本計画において「男性・子どもにとっての男女共同参画」が重点分野の一つとして新設されているが、米原市における男性対象の政策は、そのような独自性を打ち出す段階には到っていないと捉えることもできよう。

3. 結びに代えて

米原市の男女共同参画政策の変遷を概観したところ、「第1次推進計画」から「第2次推進計画」に改定する際に、市の現状に則した変更を加えることによって市の男女共同参画政策の方向性を明確に示し、独自性を一層打ち出していたことがわかった。また「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」への対応を図るなど、「社会情勢の変化や、国の動き」に対応した変更もなされていた。

その一方で、「基本目標(重点目標)」から「施策」までの名称において「男性」「父親」等の表現を使用し、男性を対象とした取り組みであると明示しているものはなかった。男性対象の政策に関して、米原市がその独自性を打ち出す段階には到っていないと捉えることもできた。

以上、本論では米原市の男女共同参画計画をもとに、その男女共同参画政策の変遷をま

とめた。今回のまとめを踏まえて、今後の研究では米原市の担当部署を対象とした調査を実施して男女共同参画政策の現状や課題を整理し、市の地域特性に応じた男性政策モデルの形成に向けて検討を進めたい。

注

1. 男性対象の政策の重要性については、富川他（2017）を参照。
2. それぞれの名称において「男性」「父親」等の表現を使用し、男性を対象とした取り組みであると明示しているものをカウントした。

参考文献

1. 『第3次男女共同参画基本計画』
内閣府男女共同参画局ホームページ
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html 2017年1月18日データ取得。
2. 米原市, 2007, 『米原市総合計画 データ版』
<http://www.city.maibara.lg.jp/0000002138.html> 2017年2月12日データ取得。
3. 米原市, 2007, 『米原市男女共同参画推進計画』
<http://www.city.maibara.lg.jp/category/2-3-1-2-0.html> 2017年2月8日データ取得。
4. 米原市, 2012, 『第2次米原市男女共同参画推進計画』
<http://www.city.maibara.lg.jp/category/2-3-1-2-0.html> 2017年2月8日データ取得。
5. 米原市ホームページ
<http://www.city.maibara.lg.jp> 2017年2月12日データ取得。
6. 滋賀県, 2014, 『平成25年度 滋賀県男女共同参画に関する意識調査 報告書』
<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/chosa/20140624.html> 2017年1月23日データ取得。
7. 富川拓・木脇奈智子・大東貢生・新矢昌昭, 2017, 「日本における男女共同参画社会の展開 (4) - 彦根市における男女共同参画政策の変遷 -」『佛大社会学 41号』